

令和5年 第7回

三種町選挙管理委員会議案

令和5年12月1日提出

日 時 令和5年12月1日（金）

午前9時00分

場 所 三種町役場 第3会議室

署名委員

署名委員

次

第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
議案第４７号 選挙人名簿に登録することについて
議案第４８号 選挙人名簿から抹消することについて
報告第２１号 登録の移替えをした者について
報告第２２号 選挙権を有する者の５０分の１の数について
報告第２３号 選挙権を有する者の３分の１の数について
協議第　６号 投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）
協議第　７号 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部改正について
協議第　８号 三種町特別職の職員で非常勤のもののうち投票管理者等の報酬額
 の特例に関する規則の一部改正について
議案第４９号 三種町公職選挙執行規程の一部改正について
- 4 その他

議案第 4 7 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年 1 2 月 1 日現在において
別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長職務代理者 田 村 明

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 5 年 1 2 月 1 日までに満 1 8 歳に達する者
生年月日：平成 1 7 年 9 月 3 日から平成 1 7 年 1 2 月 2 日まで
男 1 1 人 女 9 人 小計 2 0 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 5 年 9 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 5 年 6 月 2 日から令和 5 年 9 月 1 日まで
男 2 3 人 女 1 9 人 小計 4 2 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 3 4 人 女 2 8 人 合計 6 2 人 |

議案第 4 8 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 2 8 条の規定により、令和 5 年 1 2 月 1 日現在において別紙の
者を選挙人名簿から抹消する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長職務代理者 田 村 明

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日まで |
| | | 男 5 0 人 女 4 1 人 小計 9 1 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 5 年 7 月 3 1 日以前に三種町から転出した者 |
| | | 転出日：令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 7 月 3 1 日まで |
| | | 男 2 3 人 女 3 0 人 小計 5 3 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 7 3 人 女 7 1 人 合計 1 4 4 人 |

報告第 2 1 号

登録の移替えをした者について

令和 5 年 1 2 月 1 日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、
別紙のとおりである。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長職務代理者 田 村 明

令和 5 年 8 月 8 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの町内転居により投票区の
移替えをした者

男	1 5 人	女	2 9 人	合計	4 4 人
---	-------	---	-------	----	-------

報告第 2 2 号

選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について

地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は 2 6 6 である。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長職務代理者 田 村 明

参 考

第 7 4 条第 1 項 条例の改廃請求

第 7 5 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 2 3 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4, 4 3 0 である。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長職務代理者 田 村 明

参 考

第 7 6 条第 1 項 議会の解散請求

第 8 0 条第 1 項 議員の解職請求

第 8 1 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

協議第 6 号

投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）

投票率向上のための投票区等の運営方針について別冊資料により協議します。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長職務代理者 田 村 明

協議第 7 号

三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり協議します。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長職務代理者 田 村 明

1 改正理由

投票区等運営方針に基づき実施する共通投票所の設置に当たり、共通投票所に従事する投票管理者及び投票立会人の報酬額について規定を整備します。

2 改正内容

共通投票所に従事する投票管理者及び投票立会人の報酬額を定めます。

(別表関係)

- ・ 共通投票管理者 日額 1 2, 8 0 0 円
- ・ 共通投票立会人 日額 1 0, 9 0 0 円

※ 指定投票所に共通投票所を併設する場合は、指定投票所に係る報酬額のみ支給します。

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

(協議第 7 号別紙)

三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年三種町条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表 16 の項から 51 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同項の前に次の 1 項を加える。

17	共通投票立会人	日額 10,900
----	---------	-----------

別表 15 の項を 16 の項とし、14 の項を 15 の項とし、13 の項を 14 の項とし、12 の項の次に次の 1 項を加える。

13	共通投票管理者	日額 12,800
----	---------	-----------

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
番号	区分		報酬	番号	区分		報酬
			円				円
1～12（略）				1～12（略）			
<u>13</u>	<u>共通投票管理者</u>		<u>月額 12,800</u>	(新設)			
<u>14～16</u> （略）				<u>13～15</u> （略）			
<u>17</u>	<u>共通投票立会人</u>		<u>月額 10,900</u>	(新設)			
<u>18～53</u> （略）				<u>16～51</u> （略）			

協議第 8 号

三種町特別職の職員で非常勤のもののうち投票管理者等の報酬額の特例に関する規則の一部改正について

三種町特別職の職員で非常勤のもののうち投票管理者等の報酬額の特例に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長職務代理者 田 村 明

1 改正理由

投票区等運営方針に基づき実施する移動期日前投票所の設置に当たり、投票所に従事する投票管理者及び投票立会人は、各投票所を時間指定（1 投票所 2 時間）で巡回するため、巡回する投票所の数によって、その従事する時間が増減します。そのため、投票管理者及び投票立会人に支給する報酬額を、その従事する時間に応じた額とします。

2 改正内容

投票管理者及び投票立会人が、その職に従事する時間が 6 時間に満たない場合は、その額を 2 分の 1 とします（1 0 0 円未満切り捨て）。

・期日前投票管理者 日額 1 1, 3 0 0 円 6 時間未満 5, 6 0 0 円

・期日前投票立会人 日額 9, 6 0 0 円 6 時間未満 4, 8 0 0 円

※ 通常の期日前投票所の開設時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 8 時までの 1 1 時間 3 0 分です。

3 施行日等

令和 6 年 1 月 1 日から施行します。施行日以後その期日を公示され又は告示

される選挙から適用します。

(協議第 8 号別紙)

三種町特別職の職員で非常勤のもののうち投票管理者等の報酬額の特例に関する規則の一部を改正する規則（案）

三種町特別職の職員で非常勤のもののうち投票管理者等の報酬額の特例に関する規則（平成 28 年三種町規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「期日前投票所」を「共通投票所及び期日前投票所」に改める。

第 2 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、第 1 項として次の 1 項を加える。

投票所の投票管理者が、その職に従事する時間が 6 時間に満たない場合は、条例別表に定める投票所の投票管理者の報酬額に 2 分の 1 を乗じて得た額を支給する。

第 3 条第 1 項中「投票時間の一部のみ従事した」を「その職に従事する時間が 6 時間に満たない」に、「を投票時間で除して得た額に、当該投票立会人として従事した時間数」を「に 2 分の 1」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項ただし書並びに前条第 1 項及び第 2 項」を「第 2 条第 2 項ただし書及び前条第 2 項ただし書」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項ただし書」を「第 2 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の三種町特別職の職員で非常勤のものうち投票管理者等の報酬額の特例に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

三種町特別職の職員で非常勤のもののうち投票管理者等の報酬額の特例に関する規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第 1 条 この規則は、三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年三種町条例第 4 6 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、条例別表に定める投票所の投票管理者（<u>共通投票所及び期日前投票所</u>の投票管理者を含む。以下同じ。）及び投票所の投票立会人（<u>共通投票所及び期日前投票所</u>の投票立会人を含む。以下同じ。）の報酬額及びその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。 (投票所の投票管理者の報酬額の特例) 第 2 条 <u>投票所の投票管理者が、その職に従事する時間が 6 時間に満たない場合は、条例別表に定める投票所の投票管理者の報酬額に 2 分の 1 を乗じて得た額を支給する。</u> <u>2・3</u> (略) (投票所の投票立会人の報酬額の特例) 第 3 条 投票所の投票立会人が、<u>その職に従事する時間が 6 時間に満たない場合は、条例別表に定める投票所の投票立会人の報酬額に 2 分の 1 を乗じて得た額を支給する。</u>	(趣旨) 第 1 条 この規則は、三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年三種町条例第 4 6 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、条例別表に定める投票所の投票管理者（<u>期日前投票所</u>の投票管理者を含む。以下同じ。）及び投票所の投票立会人（<u>期日前投票所</u>の投票立会人を含む。以下同じ。）の報酬額及びその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。 (投票所の投票管理者の報酬額の特例) (新設) <u>2・2</u> (略) (投票所の投票立会人の報酬額の特例) 第 3 条 投票所の投票立会人が、<u>投票時間の一部のみ従事した場合は、条例別表に定める投票所の投票立会人の報酬額に 2 分の 1 を乗じて得た額を支給する。</u>

い場合は、条例別表に定める投票所の投票立会人の報酬額に2分の1

_____を乗じて得た
額を支給する。

2 · 3 (略)

(端数の処理)

第4条 第2条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定において、投票所の投票管理者又は投票所の投票立会人として従事した時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間が30分以上である場合はこれを1時間とし、30分未満である場合はこれを切り捨てるものとする。

2 第2条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の規定において、算出する当該報酬額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

場合は、条例別表に定める投票所の投票立会人の報酬額を投票時間

で除して得た額に、当該投票立会人として従事した時間数を乗じて得た額を支給する。

2 · 3 (略)

(端数の処理)

第4条 第2条第1項ただし書並びに前条第1項及び第2項の規定において、投票所の投票管理者又は投票所の投票立会人として従事した時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間が30分以上である場合はこれを1時間とし、30分未満である場合はこれを切り捨てるものとする。

2 第2条第1項ただし書並びに前条第1項及び第2項の規定において、算出する当該報酬額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 4 9 号

三種町公職選挙執行規程の一部改正について

三種町公職選挙執行規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長職務代理者 田 村 明

1 改正理由

投票区等運営方針に基づき投票区を再編します。

2 改正内容

次のとおり投票区を再編します（2 1 投票区→再編後 1 4 投票区）。

これまで		再編後	
投票区	投票所	投票区	投票所
鯉川	旧鯉川小学校	変更ありません	
鹿渡南	琴丘保育園		
鹿渡北	琴丘地域拠点センター		
新屋敷	新屋敷集会所		
◎落合	旧上岩川小学校	上岩川	旧上岩川小学校
◎勝平	勝平地区集会所		
大町	山本地域拠点センター	変更ありません	
◎林崎	林崎自治会館	林崎	林崎自治会館
◎木戸沢	山本ふるさと文化館		
◎長面	すいらんの館	下岩川	すいらんの館
◎達子	達子集落生活改善センター		
◎金光寺	金陵の館	金岡	金陵の館
◎豊岡	豊岡公民館		
北金岡	中嶋ふれあいセンター	変更ありません	
◎川尻	川尻自治会館	鵜川	鵜川地区館
◎鵜川	鵜川地区館		
大曲	大曲コミュニティセンター	変更ありません	
◎浜田	浜口地区館	浜口	浜口地区館
◎大口	大口公民館		
◎釜谷	釜谷公民館		
芦崎	せいぶ館	変更ありません	

3 施行日等

令和6年1月1日から施行します。施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用します。

(議案第 4 9 号別紙)

三種町公職選挙執行規程の一部を改正する告示 (案)

三種町公職選挙執行規程 (平成 1 8 年三種町選挙管理委員会告示第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

投票区名	投票区の区域
鯉川投票区	行政区域 天瀬川、内鯉川、鯉川南、鯉川北、市野、種沢、川代、小谷沢
鹿渡南投票区	行政区域 山谷南、山谷北、鹿南一、鹿南二、鹿中、猿田
鹿渡北投票区	行政区域 鹿北一、鹿北二、川藤、八幡越、館村、中沢、東二本柳、新町、千刈田、高屋敷、中村、羽根川
新屋敷投票区	行政区域 新屋敷南、新屋敷北、泉沢、長信田、牡丹、浜村
上岩川投票区	行政区域 上砂子沢、下砂子沢、二本杉、小又口、小出、落合、塚ノ岱、入通、増浦、神馬沢、鰯渕、勝平、新屋敷、小新沢、羽立
大町投票区	行政区域 大町、飛塚 (一部)、中沢 (一部)、泉八日、槻田、横長根、昼寝、和田
林崎投票区	行政区域 林崎、二ツ森、寒城野、木戸沢、山口、牛沢
下岩川投票区	行政区域 長面、不動田、小町、中野、宮ノ目、外ノ沢、蛭沢、達子、向達子、増沢、谷地ノ沢
金岡投票区	行政区域 金光寺、金光寺野、根岸、志戸橋、豊岡、飛塚 (一部)、中沢 (一部)
北金岡投票区	行政区域 中嶋、新田、藤木台、割道、志戸橋野、外岡、羽立、黒瀬、逆川
鵜川投票区	行政区域 川尻、安戸六、久米岡、鵜川、富岡、鵜の巣、十八坂、餅の沢、飯塚
大曲投票区	行政区域 大曲、萱刈沢

浜口投票区	行政区域 浜田、大口、釜谷
芦崎投票区	行政区域 芦崎、大谷地、追泊

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の三種町公職選挙執行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙からについて適用し、施行日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

三種町公職選挙執行規程の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
投票区名	投票区の区域	投票区名	投票区の区域
鯉川投票区	行政区域 天瀬川、内鯉川、鯉川南、鯉川北、市野、種 沢、川代、小谷沢	鯉川投票区	行政区域 天瀬川、内鯉川、鯉川南、鯉川北、市野、種 沢、川代、小谷沢
鹿渡南投票区	行政区域 山谷南、山谷北、鹿南一、鹿南二、鹿中、猿 田	鹿渡南投票区	行政区域 山谷南、山谷北、鹿南一、鹿南二、鹿中、猿 田
鹿渡北投票区	行政区域 鹿北一、鹿北二、川藤、八幡越、館村、中沢、 東二本柳、新町、千刈田、高屋敷、中村、羽根川	鹿渡北投票区	行政区域 鹿北一、鹿北二、川藤、八幡越、館村、中沢、 東二本柳、新町、千刈田、高屋敷、中村、羽根川
新屋敷投票区	行政区域 新屋敷南、新屋敷北、泉沢、長信田、牡丹、 浜村	新屋敷投票区	行政区域 新屋敷南、新屋敷北、泉沢、長信田、牡丹、 浜村
上岩川投票区	行政区域 上砂子沢、下砂子沢、二本杉、小又口、小出、 落合、塚ノ岱、入通、増浦、神馬沢、鯺淵、勝平、新 屋敷、小新沢、羽立	落合投票区	行政区域 上砂子沢、下砂子沢、二本杉、小又口、小出、 落合、塚ノ岱、入通、増浦、神馬沢、鯺淵
		勝平投票区	行政区域 勝平、新屋敷、小新沢、羽立
大町投票区	行政区域 大町、飛塚（一部）、中沢（一部）、泉八日、 槻田、横長根、昼寝、和田	大町投票区	行政区域 大町、飛塚（一部）、中沢（一部）、泉八日、 槻田、横長根、昼寝、和田

林崎投票区	行政区域 林崎、二ツ森、寒城野、木戸沢、山口、牛沢
下岩川投票区	行政区域 長面、不動田、小町、中野、宮ノ目、外ノ沢、 蛭沢、達子、向達子、増沢、谷地ノ沢
金岡投票区	行政区域 金光寺、金光寺野、根岸、志戸橋、豊岡、飛 塚（一部）、中沢（一部）
北金岡投票区	行政区域 中嶋、新田、藤木台、割道、志戸橋野、外岡、 羽立、黒瀬、逆川
鵜川投票区	行政区域 川尻、安戸六、久米岡、鵜川、富岡、鵜の巣、 十八坂、餅の沢、飯塚
大曲投票区	行政区域 大曲、萱刈沢
浜口投票区	行政区域 浜田、大口、釜谷
芦崎投票区	行政区域 芦崎、大谷地、追泊

林崎投票区	行政区域 林崎、二ツ森、寒城野
木戸沢投票区	行政区域 木戸沢、山口、牛沢
長面投票区	行政区域 長面、不動田、小町、中野、宮ノ目、外ノ沢、 蛭沢
達子投票区	行政区域 達子、向達子、増沢、谷地ノ沢
金光寺投票区	行政区域 金光寺、金光寺野、根岸、志戸橋
豊岡投票区	行政区域 豊岡、飛塚（一部）、中沢（一部）
北金岡投票区	行政区域 中嶋、新田、藤木台、割道、志戸橋野、外岡、 羽立、黒瀬、逆川
川尻投票区	行政区域 川尻、安戸六、久米岡
鵜川投票区	行政区域 鵜川、富岡、鵜の巣、十八坂、餅の沢、飯塚
大曲投票区	行政区域 大曲、萱刈沢
浜田投票区	行政区域 浜田
大口投票区	行政区域 大口
釜谷投票区	行政区域 釜谷
芦崎投票区	行政区域 芦崎、大谷地、追泊

【今後の日程について】

3月 1日（金） 令和6年第1回選挙管理委員会（定時登録）
午前9時 場所：三種町役場 第1会議室